

告 示

埼玉県告示第千八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

ふじみ野市の意見

1 オープン当初及び繁忙時に、国道二五四号バイパス及び県道ふじみ野朝霞線などから、ふじみ野市内の生活道路への迂回路として進入を防止するため、交通誘導員・注意看板等の措置を考慮してください。

2 ふじみ野市立さぎの森小学校、及び花の木中学校の児童・生徒の安全確保に配慮してください。特に、通学路に指定されている道路に建設工事の車両が通行する場合、通学路時間帯（登下校時）の大型車両の通行は控えていただくとともに、警備員の配置をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター